

札幌市立西野中学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法（平成 25 年 9 月施行）第 13 条に基づき、本校の実情に応じた、いじめ防止等の対策のための基本的な方針を定める。

※令和 6 年 3 月「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針（改定案）」を踏まえ、一部改定。

令和 7 年 5 月
札幌市立西野中学校
いじめ防止対策委員会



1 学校教育目標・めざす生徒像

西野中の学校教育目標

- ・進んで学ぶ人間
- ・心豊かな人間
- ・健康でたくましい人間

※進んで学ぶ生徒を育成し、学校生活を豊かにして自己有用感を高め、また、自らの考えや行動を律し、いじめを発生しにくい環境づくりに努める。

※学校生活のあらゆる場面を通じて、他者の気持ちや立場、状況を思いやり、互いを認め合うことのできる心豊かな生徒の育成に取り組む。

※健康でたくましい身体の発達を促し、いじめや不正を許さない、強くてしなやかな精神を育む。

目指す生徒像

- ・己を律し、進んで物事に向かう生徒
- ・互いに敬愛し合う生徒
- ・たくましく健康な生徒

2 いじめの定義及び基本理解

(1) いじめの定義

◆いじめの定義（いじめ防止法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツ少年団等当該児童生徒が関わっている他校の仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

(2) いじめについての基本理解

①いじめの態様・具体例（国の「いじめ防止等のための基本的な方針」より）

◆具体的ないじめの態様

- * 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- * 仲間はずれ、集団による無視をされる
- * 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- * ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- * 金品をたかられる
- * 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- * 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- * パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

②いじめの判断・認知

個々の行為がいじめに当たるか否かを判断する際、いじめられた児童生徒の立場に立つことを大前提とする。特に、上記、「いじめの定義」に「心身の苦痛を感じているもの」とあるが、いじめられていても、本人がそれを否定する場合や、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして、いじめの有無を確認する。

また、「いじめの見逃し」と「抱え込み」を根絶するため、いじめの「認知」と「解消」の判断は、必ず「いじめ防止対策委員会」で組織的に判断する。

(3) いじめに対する西野中学校の5つの心構え

- ①「未然防止」を最優先に、発生してしまった場合には「早期発見」「早期対応」「早期解決」を大原則として対応に当たる。
- ②「いじめ」の訴えには、「いじめがあった」ことを前提とし、即時対応に当たる。
- ③生徒の訴えや保護者の相談に真摯に耳を傾け、誠実に対応に当たる。
- ④毅然とした態度で加害生徒の指導に当たり、いじめの加害行為を確実に止め被害生徒を守り、いじめの解消と再発防止に努める。
- ⑤いじめの問題に対しては以下8の「いじめ防止対策委員会」を中心に、学校全体で組織的に対応する。

3 いじめの未然防止に関すること

(1) 児童・生徒に対して

①「居場所」と「絆」のある学級・学年・学校づくり

- ・委員会・係会活動や、当番活動等、集団内で役割を担い、達成感や成就感をもつ機会を設定する。
- ・仲間の発言には、手を止め、目や体を話し手に向けて、頷きながら話を聴くよう指導する。また、話し終えたら拍手をしたり、感想を述べたりするなど、内容や話し手に対して反応するよう促す。
- ・授業や短学活等の時間に話合いの活動を取り入れたり、学級・学年内や小グループごとのレクリエーション的活動を取り入れたりすることで、人間関係の構築に努め、集団への帰属意識を高める。

②「わかる・できる・楽しい授業」と「基礎・基本の定着」による自信と自己肯定感の醸成

- ・学習することが苦手な生徒や、理解に時間がかかる生徒に対しても、補助的なプリントを使用したり、板書や図表や画像等を提示したりすることで、丁寧に説明し、できるだけ多くの生徒にとって分かる・できるように学習内容や活動を工夫する。
- ・クロームブック等のICT機器を利用することで、学習の効率化と個別最適化に努め、個々の生徒が、自分の到達度や習熟度に応じて学習できる環境を整える。
- ・繰り返しの小テストや定着確認を行いながら、スモールステップで学習内容が身に付くよう、段階的指導に努める。
- ・個々の生徒が自分の学習状況や到達度を把握し、次の単元や学習内容に向けて主体的、意欲的に学び続けることができるよう、分かりやすく納得できる評価の充実に努める。

③「命を大切にす」指導の徹底と道徳教育の充実

- ・中学校学習指導要領「特別の教科 道徳編」にある、内容項目D-19「生命の尊さ」について扱うなど、各学年で道徳教育の充実に努める。
- ・学校教育全体を通して「他人を思いやる心」や「命の大切さ」を実感できる道徳教育の推進を図る。
- ・長期休業前を中心に、「命の大切さ」「命を大切にする行動」について指導し、不安や悩みを抱えている生徒に向けた相談窓口等を案内する。
- ・児童生徒が助け合い、支え合うピア・サポート的活動を推進し、児童生徒の自己肯定感、自己有用感を育む。

④「情報活用能力」「情報モラル」の育成

- ・近年ではいじめは、学校内だけではなく、学校外やインターネット上でも発生するなど、形態が多様化してきていることに鑑み、生徒や保護者にスマートフォンの利用方法についての指導や、家庭内での約束事の再確認等の啓発を行う。
- ・各学年、年1回以上の「スマホ・ケータイ安全教室」等を実施し、北海道警察や携帯電話会社の職員の方などから講演をしていただくことで、「情報活用能力」や「情報モラル」の育成を図る。

(2) 保護者・地域に対して

- ①日頃より、各家庭との連携を緊密にし、懇談会等の対面の機会はもちろん、日常の電話やたより等による情報発信に努めることで、保護者の方々の信頼を得る。
- ②小さな問題であっても、いじめの予兆となる行為に係る情報は確実に保護者に連絡し、指導の経緯と今後の見守り等について報告し、必要に応じて家庭の理解と協力を得るよう努める。
- ③家庭と学校が協力して見守りや指導を行うことで、いじめの未然防止に努める。
- ④PTA 運営委員会や青少年健全育成推進会などを通して、校外・地域社会等における生徒の様子について情報提供の協力要請を行い、家庭や地域に対して連携強化を図る。

4 いじめの早期発見に関すること

(1) 生徒の様子を観察・集団の状況把握

- ・複数の目で、生徒の様子を観察すること、学級や学年、委員会活動や部活動等の集団の状況を把握することを重視する。
- ・からかいなどがあれば、その場で必ず指導する。
- ・各種の生徒活動はできるだけ現場で指導に当たり、生徒だけで活動する時間が少なくなるよう努める。
- ・朝・帰りの短学活や授業の開始前には早めに活動場所に向かい、終了後も可能な限り、教室や廊下の様子を観察したり、生徒と会話したりするなどして、生徒の悩みや不安、人間関係の不和・問題等にいち早く気付くことができる環境づくりに努める。
- ・異変に気付いた場合や悩み・不安を抱えている生徒の情報を得た場合は、校内ネットワーク内の生徒情報ファイルへの記録と、毎朝の校内掲示板での情報提供を行い、些細と思われる内容でも必ず教職員全体で情報共有を図る。
- ・いじめの疑いを把握した場合は、緊急のいじめ防止対策委員会を開催し、組織全体で状況を把握し、対応を協議する。また、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

(2) アンケート調査や教育相談等の効果的な実施

- ・以下の年間を通した定期的なアンケート調査を計画的に実施し、児童生徒の様子を客観的に把握するよう努める。
- ①学校独自の「生活調べ」を年2回（8月・1月）実施。
 - ②札幌市教育委員会の「悩みやいじめに関するアンケート調査」を年1回（11月）実施。
 - ③いじめ防止のための啓発活動兼アンケート調査である「西野中いい日」を月1回実施。
 - ④教育相談週間を設定し、生徒一人一人との個別面談を年2回（5月・10月）実施。
- ・アンケートは、数量的な分析・評価にとどまることなく、スクールカウンセラー（以下、SC）を活用するなど複数の教職員で空欄や消した痕も含めた質的な分析・評価を行うことを心掛け、児童生徒の心の内面に迫る努力をする。
 - ・いじめの情報等を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを踏まえ、児童生徒からの相談に対しては、迅速に、組織的に対応することを徹底する。

5 いじめへの対処に関すること

(0) いじめへの対処の基本的な考え方と流れ

①いじめ対策のための組織の設置（本校では「いじめ防止対策委員会」）

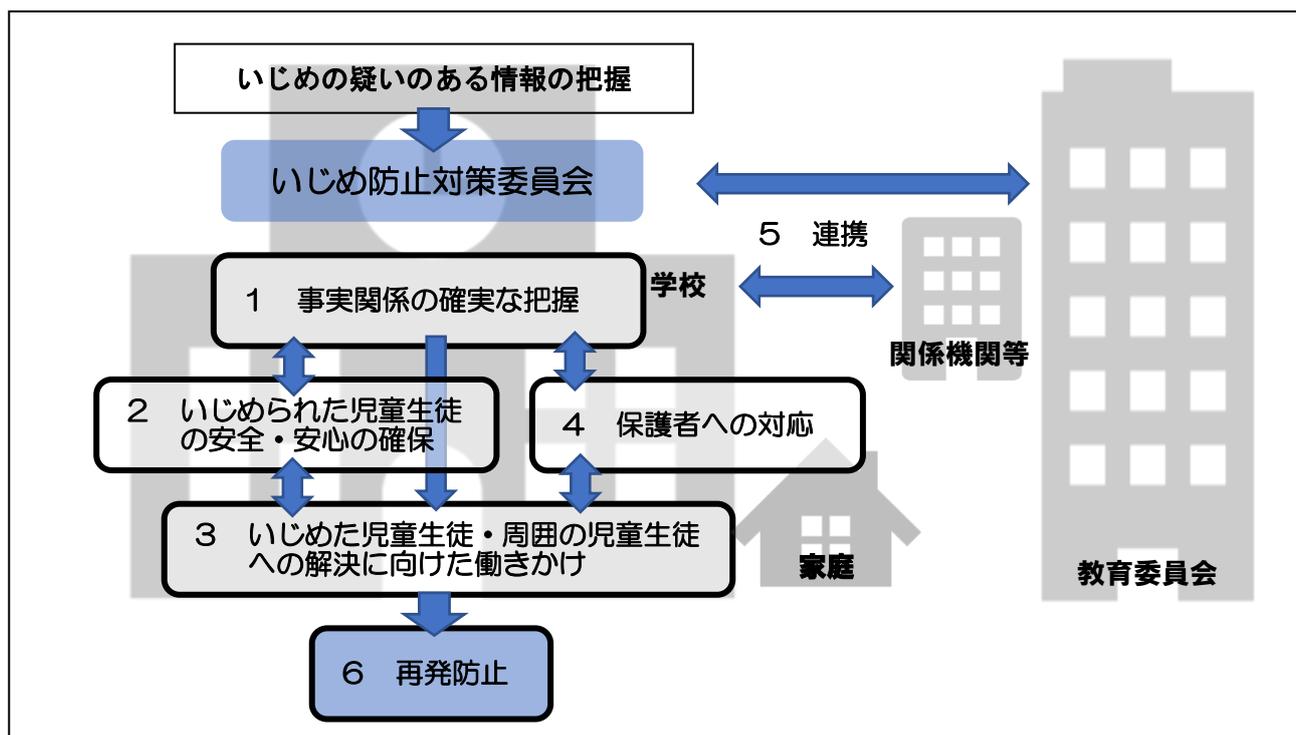
- ・学校がいじめの問題に実効的に対応するために、常設の学校いじめ対策組織「いじめ防止対策委員会」を設置し、月1回の定例委員会を開催する。
- ・構成員は、管理職、主幹教諭、生徒指導担当教諭、学年主任、養護教諭、SC、スクールソーシャルワ

ーカー（以下SSW）、を基本とし、その他地域の関係、必要に応じて、弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの外部専門家等が参加する。

- ・本組織は、いじめの問題が発生した場合のみではなく、いじめに結びつきそうな状況を共有するとともに、学校独自に実施するアンケート内容の検討等、日常的に活動する。
- ・いじめの「認知」と「解消」の判断も、必ず「いじめ防止対策委員会」で協議・決定する。

②いじめの疑いのある情報を把握した場合の対処の流れ

- ・いじめ防止法第23条1項に規定されているとおり、担任など特定の教職員が一人で抱え込むことのないよう、第3章2で定める組織により次の1～6の対処を速やかに行う。



※いじめの認知から解消の判断に至るまでの上記の対応の流れを記録し、いじめ防止対策委員会内における情報共有や対応方針の検討のために、「いじめアセスメントシート」を活用する。

(1) 事実関係の確実な把握

- ・聴き取りを行う教職員の役割を分担するなどし、事実と経過を確実に把握する。
- ・関係する全ての児童生徒に対して聴き取りを行う。
- ・集約した情報は5W1Hを明確にした整理をし、関係する児童生徒に再確認をする。
- ・他校の児童生徒との間でのいじめの場合は、事実の確認や解決に向けた働きかけを、他校と連携して行う。
- ・起きたいじめが犯罪行為として取り扱われる可能性のある場合は、速やかに警察に相談・通報を行い、連携して対応する。

(2) いじめられた児童生徒の安全・安心の確保

- ・いじめられた児童生徒の安全・安心の確保を第一とし、併せて、いじめた児童生徒に対しては、保護者の協力を得るとともに、必要に応じて、警察や法務局、児童相談所や医療機関などの関係機関と連携を図りながら、適切な指導を行う。
- ・いじめられた児童生徒が心配していること、不安に思うことを共感的に聴き取り、SC等と十分に相談しながら心のケアに努める。

- ・いじめられた児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、複数教職員によって見守るなど、確実に安全を確保し、教育相談の計画を立てる。

(3) いじめた児童生徒・周囲の児童生徒への解決に向けた働きかけ

- ・いじめたという事実に留まらず、いじめた児童生徒の抱える問題などに目を向けた指導を行う。
- ・被害児童生徒の苦しみを理解させるとともに、自分の行為の責任を自覚させる指導をする。
- ・いじめを受けた児童生徒に本心から謝罪できるようにすることで、人間関係の修復に努める。
- ・周囲の児童生徒らには、いじめられた児童生徒の心の苦しみを理解させ、はやしたてたり見て見ぬふりをしたりすることが、いじめを深刻化させることを改めて指導する。

(4) 保護者への対応

- ・いじめられた児童生徒の保護者には、いじめの情報を把握したその日のうちに直接会い、把握した事実関係を途中段階でも迅速に伝えるなど、速やかな対応を行う。
- ・いじめた児童生徒の保護者には、事実関係を正確に伝えるとともに、以後の対応を適切に伝えるよう協力を求める。
- ・いじめの内容によっては緊急保護者会を開くなど、保護者全体への対応を行う。

(5) 教育委員会、関係機関及び学校以外の子どもが育ち学ぶ施設等との連携

- ・児童生徒に係るいじめを把握した際、軽微なものを除き文書で速やかに教育委員会に報告する。
- ・いじめの対処方法の見通しが立たない場合や、長期化したいじめ等の場合には、対応について教育委員会と協議する。
- ・犯罪行為及び深刻な人権侵害となる疑いのあるいじめや、学校外でのいじめなどについて、必要に応じて関係機関及び学校以外の子どもが育ち学ぶ施設等と連携して対処する。

(6) 再発防止・いじめ解消後の対応

- ・いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童生徒を日常的に注意深く観察する。
- ・いじめが解決したと思われた後も、児童生徒の様子を把握し、必要な対応を行う。また、再発防止に向けて関係する保護者と定期的に情報を交換する。
- ・いじめの被害児童生徒がいじめにより心的に不安定になっている場合等には、いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、随時、必要な支援を行う。
- ・児童生徒のプライバシーに十分留意しながら、再発防止へのねらいを含めた学級指導、学年指導等を継続的に行う。
- ・再び同様のいじめが発生しないように、認め合う人間関係を構築できるよう、上記3(1)①を中心とした「『居場所』と『絆』のある学級・学年・学校づくり」に努める。

◆いじめの解消（「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」より）

- ・いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ②被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(7) 相談体制の整備

① スクールカウンセラーの活用

- ・身近な先生方以外に相談したい場合や、児童生徒の悩みや問題に関する専門的な助言を希望する場合は、SC にいつでも相談することができる体制を整備するとともに、SC の利用を生徒・保護者に積極的に提案する。
- ・SC への相談活動がより円滑に、充実したものとなるよう、情報共有や面談日程の相談・調整等、学校とSC と緊密に連携をとる。

◆スクールカウンセラーの役割（「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」より）
児童生徒の不安や悩みの相談にあたるとともに、保護者・教員などに対し子どもとの関わりについて以下のような助言・支援を行うため、学校に配置される臨床心理士などの心の専門家。
* 教職員と協力し、心理的な側面から子ども理解を進め、担任教員等が児童生徒一人一人に適切な支援ができるよう専門的な助言をすること。
* 必要に応じて、各学校におけるいじめの防止等のための組織に参加し、より実効的にいじめの問題を解決すること。
* いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響等について、専門的な視点から児童生徒、教職員、保護者に伝え、いじめの防止等の重要性を啓発すること。

② スクールソーシャルワーカーの活用

- ・いじめの背景として、児童生徒が置かれている家庭環境にも問題が潜んでいる場合などには、その解決に向けて、必要に応じてSSW を学校や家庭に派遣できる体制を整備する。

◆スクールソーシャルワーカーの役割
* 学校及び関係機関が開催するケース会議等に参加し、支援体制をつくること。
* 家庭、学校、関係機関へ働きかけ、いじめの背景となっている課題を改善すること。
* 教職員に対し、児童生徒の指導における福祉に関する情報提供を行うとともに、教職員の福祉的な働きかけに関する資質向上を図ること。

- ・身近な人には相談しにくい児童生徒の相談先として、札幌市などが設置している電話やメール等の様々な相談窓口を、長期休業前を中心に広く周知し、必要に応じて利用を促す。

③ 関係諸機関との連携

- ・犯罪行為や深刻な人権侵害となる疑いのあるいじめについては、警察や法務局等関係機関と連携して対処する。
- ・いじめの背景にある児童生徒本人や家庭の状況を把握し、適切な対処を行うため、必要に応じて、児童相談所や各区家庭児童相談室、医療機関等と連携する。

6 重大事態が発生した場合

いじめの重大事態が発生した場合は、事実関係を明確にするための調査を行い、当該重大事態と同様の事態が発生することを防止する。

(1) 重大事態とは

◆重大事態とは（「札幌市いじめ等の防止のための基本的な方針」より）
① 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
具体的には次の様なケースなどが想定される。
・ 児童生徒が自殺を企図した場合
・ 身体に重大な傷害を負った場合
・ 金品等に重大な被害を被った場合
・ 精神性の疾患を発症した場合
② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
* 「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」で示されている不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。
* また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態発生時の対応

① 重大事態の報告

- ・学校から教育委員会に、重大事態の発生を報告する。その後、教育委員会から市長に報告される。

② 調査主体の判断

- ・教育委員会が、発生した重大事態の特性や経緯、いじめられた児童生徒または保護者の申立てなどを踏まえ、学校と教育委員会とのどちらが調査の主体になるかを判断する。

《学校が調査の主体の場合》
学校の調査組織に弁護士などの専門家を加えて実施。

《教育委員会が調査の主体の場合》
「札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会」で実施。

(3) 調査の実施

ア 調査の目的

- ・事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、当該事態と同様の事態が発生することを防止する。

※民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。

★明確にする事項の例

- ・いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか。
- ・いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか。
- ・学校、教職員がどのように対応したか。

イ 調査の方法

- ・いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。
- ・いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合には、迅速に当該児童生徒の保護者と調査について協議し、保護者の要望・意見を十分に聴取した上で調査に着手する。

(4) 調査結果の提供・報告

- ・調査の進捗状況等及び調査結果は、教育委員会又は学校からいじめられた児童生徒及びその保護者に対して適時・適切な方法で情報を提供する。
- ・教育委員会から調査結果を市長に報告する。また、いじめられた児童生徒又はその保護者から調査報告書に対する意見書が提出された場合には、調査結果に添えて市長に報告する。

(5) 再調査の実施

- ・調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処や同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査を行う。
- ・再調査は、市の附属機関「札幌市子ども・子育て会議」において行う。

(6) 再調査結果の提供・報告

- ・再調査の進捗状況等及び再調査結果は、いじめられた児童生徒及びその保護者に対して適時・適切な方法で情報を提供する。
- ・市長は、再調査の結果を議会に報告する。

(7) 調査結果・再調査結果の措置

- ・市長及び教育委員会は調査の結果及び再調査の結果を踏まえ、それぞれの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

7 いじめの防止等のための組織「いじめ防止対策委員会」について

(1) いじめ防止対策委員会の組織

<p>◆構成メンバー</p> <p>校長・教頭、生徒指導担当教諭、学年代表、養護教諭、SC、SSW (その他、必要に応じて関係教職員、地域の関係者、相談支援パートナー、外部専門家等)</p>
--

(2) 役割分担

担当者	役割
校長（委員長） 教頭	①方針の明確化 ②組織の活性化 ③校内研修の充実 ④保護者面談（必要に応じて） ⑤外部機関との連携 ⑥報道機関への対応
生徒指導担当教諭	①委員会の招集 ②情報の集約 ③指導・支援の指示 ④保護者面談（必要に応じて） ⑤相談支援パートナー・SC・SSWとの連携
学年代表	①担任の支援 ②生徒指導（事情聴取・説諭） ③保護者対応（連絡・事情説明・家庭訪問） ④保護者面談 ⑤事後対応（関係生徒の経過観察・学年指導）
学級担任 その他関係教職員	①いじめの早期発見・事実確認 ②学年・管理職への報告 ③生徒指導（事情聴取・説諭） ④保護者対応（連絡・事情説明・家庭訪問） ⑤保護者面談 ⑥事後対応（関係生徒の経過観察・学級指導）
養護教諭	①生徒来室状況や相談内容等の共有 ②欠席状態の把握と共有
特別支援パートナー SC・SSW	①必要に応じて被害・加害生徒へのカウンセリング ②対応等に関する助言や支援 ③生徒の状態把握と情報提供

※その他必要に応じて 民生児童委員・区家庭児童相談員・医療機関・警察（道警少年サポートセンター）・児童相談所等の参加を要請。

(3) 委員会の役割

・月1回の定例委員会では、毎月の「いい日」のアンケート調査や生徒情報共有データ「のん中ライト」等の内容等について、各学年代表から報告し、情報共有する。

※必要に応じて、臨時・緊急委員会を召集する。

- ・年1回の「悩みやいじめに関するアンケート調査」の結果や記述・面談内容等について、情報共有する。
- ・その他、各学年から気になる点や構成員から協議したい事項があれば、検討する。
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いや問題行動などに係る情報を集約し、全教職員での共有を図る。
- ・いじめの把握やいじめの疑いがあったときは、緊急会議等を開催するなど、情報を迅速に共有するとともに、関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・事実関係に基づき、上記5(0)②で図示したとおりに、被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と関係する保護者との連携といった対応を組織的に検討する。
- ・いじめの問題が発生した場合のみではなく、いじめに結びつきそうな状況を共有するとともに、学校独自に実施するアンケート内容の検討や、いじめの防止に向けた教育プログラムの選定など、日常的に活動する。
- ・上記5(6)の基準に従って、いじめの「解消」についての判断を行う。
- ・本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、保護者へのいじめ防止啓発に関することを扱う。

(4) 校内研修の企画・実施

・年度当初に、本いじめ対策基本方針の内容や、いじめ問題への心構えや対応に関する教職員の共通理解を図るため、校内研修会を実施する。